

国語施策に関する内閣告示における前書きの例

常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。
- 3 この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 1 号）

- 1 この『外来語の表記』は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示すものである。
- 2 この『外来語の表記』は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 この『外来語の表記』は、固有名詞など（例えば、人名、会社名、商品名等）でこれによりがたいものには及ぼさない。
- 4 この『外来語の表記』は、過去に行われた様々な表記（「付」参照）を否定しようとするものではない。
- 5 この『外来語の表記』は、「本文」と「付録」から成る。「本文」には「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表を掲げ、これに留意事項その 1（原則的な事項）と留意事項その 2（細則的な事項）を添えた。「付録」には用例集として、日常よく用いられる外来語を主に、留意事項その 2 に例示した語や、その他の地名・人名の例などを五十音順に掲げた。

現代仮名遣い（昭和 61 年内閣告示第 1 号）

- 1 この仮名遣いは、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし、一方、表記の慣習を尊重して、一定の特例を設けるものである。
- 2 この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである。
- 3 この仮名遣いは、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 4 この仮名遣いは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。原文の仮名遣いによる必要のあるもの、固有名詞などでこれによりがたいものは除く。
- 5 この仮名遣いは、擬声・擬態的描写や嘆声、特殊な方言音、外来語・外来音などの書き表し方を対象とするものではない。
- 6 この仮名遣いは、「ホオ・ホホ（ホホ）」「テキカク・テッカク（的確）」のような発音にゆれのある語について、その発音をどちらかに決めようとするものではない。
- 7 この仮名遣いは、点字、ローマ字などを用いて国語を書き表す場合のきまりとは必ずしも対応するものではない。
- 8 歴史的仮名遣いは、明治以降、「現代かなづかい」（昭和 21 年内閣告示第 33 号）の行われる以前には、社会一般の基準として行われていたものであり、今日においても、歴史的仮名遣いで書かれた文献などを読む機会が多い。歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかわりをもつものとして、尊重されるべきことは言うまでもない。また、この仮名遣いにも歴史的仮名遣いを受け継いでいるところがあり、この仮名遣いの理解を深める上で、歴史的仮名遣いを知ることは有用である。付表において、この仮名遣いと歴史的仮名遣いとの対照を示すのはそのためである。